

食品表示検定 中級 試験問題例
(第16回試験問題より抜粋)

2018年1月

一般社団法人食品表示検定協会

【準拠テキスト】 第16回の中級試験は、2017年1月に発行された改訂5版認定テキスト・中級に準拠した問題が出題されました。

※解説欄の出所ページは改訂6版中級テキストのページを示しています。

【問題例 1】 次の文章の[]にあてはまる最も適切な語句を、①～④の中から1つ選んでください。

単一原料米とは、[]が同一であり、農産物検査法の証明を受けた原料玄米をいう。

- ① 品種、生産者、栽培方法
- ② 品種、産地、産年
- ③ 品種、産年、栽培方法
- ④ 品種、産地、生産者

【問題例 2】 「原材料名の表示」に関する次の①～③の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選んでください。

- ① 複合原材料中の添加物は、製品全体に含まれる他の添加物と併せて表示する。
- ② 「ごまあえ」は名称からその原材料が明らかであるため、原材料の表示を省略することができる。
- ③ 同種の原材料を複数種類使用する場合、「野菜(にんじん、たまねぎ)」のように、まとめて表示することができる。

【問題例 3】 次の栄養成分表示例の中で、最も不適切な表示部分を①～④の中から1つ選んでください。

① ⇒	栄養成分表示(1日当たり)	
② ⇒	エネルギー：	115 kcal
	たんぱく質：	4.5 g
	脂質：	5.0 g
③ ⇒	炭水化物：	13 g
④ ⇒	食塩相当量：	2.5 g

【問題例 4】「地理的表示保護制度」に関する次の①～③の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選んでください。

- ① 地理的表示とは、名称から当該製品の産地が特定でき、その製品の品質等の確立した特性が、当該産地と結び付いていることが特定できるものをいう。
- ② 酒類、飲食料品、非食用の農林水産物とその加工品が、GIマークの対象製品である。
- ③ 生産・加工業者は、「登録生産者団体」として登録されることにより、生産した特定農林水産物等に地理的表示及びGIマークを付することができる。

..... < 正答と解説 >

【問題例 1】正答： ②

解説：単一原料米とは産地、品種及び産年が同一であり、産地等の証明(国産品は農産物検査法、輸入品は輸出国の公的機関等による証明)を受けた玄米を原料としているものをいいます。

出所：改訂6版認定テキスト P41 「2-2-2 玄米及び精米」

【問題例 2】正答： ②

解説：複合原材料として使用した「ごまあえ」は、名称からその原材料が明らかであるとはいえないため、原材料の表示を省略できません。

出所：改訂6版認定テキスト P72 「3-3 原材料名」

【問題例 3】正答： ①

解説：食品単位当たりの栄養成分を表示します。この食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかで、販売される状態における可食部分について表示します。1食分量を適切に設定できる食品については、1食分で表示することが望ましく、この場合は1食分量を、「〇〇g」等と併記して表示します。

出所：改訂6版認定テキスト P353 「6-2 表示対象成分とその表示方法について」

【問題例 4】正答： ②

解説：GIマークの対象となるのは、酒類を除く飲食料品と非食用の農林水産物とその加工品です。酒類については、「酒類の地理的表示に関する表示基準」に基づき表示します。

出所：改訂6版認定テキスト P291 「5-5-2 地理的表示保護制度」